

令和7年10月1日

市内事業者 御中

神埼市防災危機管理課長
(公印省略)

神埼市防犯カメラ等設置補助金申請書等の送付について

日ごろより、防犯活動の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、神埼市防犯カメラ等設置補助金制度を創設しましたので申請書一式を送付させていただきます。

なお、ご不明な点がございましたら防災危機管理課までご連絡ください。

○交付申請書提出期限

令和7年11月14日（金）

担当

総務企画部防災危機管理課消防交通係

担当：塩塚、村山

電話：37-0104

メール：bousai@city.kanzaki.lg.jp

令和7年度事業

防犯カメラ等設置補助金

- 補助対象団体：事業者
- 補助対象経費 防犯カメラ設置に必要な経費（付属品を含む）

※ご注意ください

防犯カメラ設置に伴う自営柱設置の工事費、保守、修理費用、電気料金等の維持管理費、機器等の移設又は撤去費、土地・建物等の使用、取得又は補償に要する経費は対象外です

- 補助金額 補助対象経費 2分の1以内（千円未満切り捨て）
補助上限額 5万円／基

【事例】

防犯カメラ本体及び取付けに必要な経費 120,000円
 $120,000\text{円} \times 1/2 = 60,000\text{円}$
[市補助金] 50,000円
[事業者負担] 70,000円

- 補助要件 令和8年2月27日までに事業が完了すること
不特定の者が利用する公共空間を撮影すること
防犯カメラの解像度は200万画素以上とすること
防犯カメラを設置する周辺住民等の同意を得ること
各地区で運用規程（基準）を作成すること（ひな形あり）
- 申請書提出期限 令和7年11月14日まで
※ただし、予算がなくなり次第終了しますので、
お早めに提出してください。

申込先

神埼市役所 総務企画部防災危機管理課 消防交通係
TEL 0952-37-0104
FAX 0952-52-1120
メール bousai@city.kanzaki.lg.jp

提出書類

補助金交付申請のとき ※工事着手前に必ず申請してください

補助金交付申請書（様式第1号）と一緒に次の書類も提出してください

- (1) 事業の概要（様式第2号）
- (2) 見積書の写し（1基ごと）
- (3) 防犯カメラ・自営柱の仕様書等の写し（カタログ可）
- (4) 防犯カメラ等設置承諾書（様式第3号）
- (5) 防犯カメラ等設置場所の位置図（様式第4号）
- (6) 市内の事業者であることを証する書類
※法人の場合は法人登記を確認できる書類等
個人事業主の場合は事業所得か不動産所得が確認できる書類等
- (7) 未納がない証明書の写し

実績報告のとき ※防犯カメラを設置後、すみやかに提出してください

- 補助金実績報告書（様式第7号）と一緒に次の書類も提出してください
- (1) 領収書の写し
 - (2) 防犯カメラ設置後の写真
(カメラ、レコーダー、設置表示プレート等の写真)
 - (3) 防犯カメラの運用基準

補助金請求のとき

- (1) 補助金交付請求書（様式第9号）
(振込口座の通帳の写し)

神埼市防犯カメラ等設置補助金交付要綱

令和7年9月29日
要綱第 174号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における犯罪などを未然に防止し、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進することを目的として、自主的に防犯カメラ等を設置する地区及び民間事業者（以下「申請者」とする。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付に関し、神埼市補助金等交付規則（平成18年規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となるものは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 神埼市防犯カメラ等の適正な設置及び利用に関する指針に適合した運用を図るものであること。
- (2) 防犯カメラを設置する周辺（撮影範囲）居住者や事業者等の承諾を得ているものであること。
- (3) 防犯カメラ等設置場所の所有者の承諾・許可（当該設置場所が道路等の公共施設である場合にあっては、当該公共施設の管理者の許可）を得ているものであること。
- (4) 防犯カメラ等の設置は、補助金の交付決定後に着手し、令和8年2月27日までに完了できること。
- (5) 防犯カメラの設置に対し、他の法令等により、国、県又は他の機関から同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 設置後、5年間は運用すること。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、防犯カメラ等の新設に関する事業であって、次に掲げるすべての要件を満たすもののうち、別表1に掲げる経費とする。

- (1) 空き巣、犯罪等の発生を抑止し、地域住民の防犯のために設置されること。

- (2) 防犯カメラの解像度は200万画素以上とすること。
 - (3) 神埼市内の道路及び公園等不特定の者が利用する公共空間を撮影し、録画機能を有するものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、保守管理費その他維持管理に係る費用については、補助の対象としない。
- (補助金額)
- 第4条 補助率は別表1に定めるとおりとする。
- (補助金の交付の申請)
- 第5条 補助金の交付を受けようとする申請者は、神埼市防犯カメラ等設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、地区が申請する場合は(6)及び(7)の提出は不要とする。
- (1) 事業の概要（様式第2号）
 - (2) 見積書の写し
 - (3) 防犯カメラ及び自営柱の仕様書等の写し
 - (4) 防犯カメラ等設置承諾書（様式第3号）及び当該占用許可書の写し
 - (5) 防犯カメラ等設置場所の位置図（様式第4号）
 - (6) 市内の事業者であることを証する書類
 - (7) 未納がない証明書の写し
 - (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請は、補助対象事業を実施する前に行うものとする。

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、神埼市防犯カメラ等設置費補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(事業内容の変更)

第7条 前条の規定による補助金を交付する旨の決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に変更が生じたときは、速やかに防犯カメラ等設置費補助金変更申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助事業者が規則第15条第1項の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、神埼市防犯カメラ等設置費補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 領収書の写し
 - (2) 防犯カメラ等設置後の現況写真
 - (3) 防犯カメラの運用基準
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は令和8年2月27日までとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けた場合、書類審査、現地調査、その他必要な調査をし、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、神埼市防犯カメラ等設置費補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第11条 この補助金は、精算払で交付するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、概算払の方法により交付することができる。

- 2 補助事業者は、第6条の補助金交付決定通知を受けた場合又は前条の確定通知を受けた場合、神埼市防犯カメラ等設置事業費補助金交付請求書（様式第9号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付の時期)

第12条 市長は、補助金の交付の請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に交付するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月29日から施行する。

別表1（第3条、第4条関係）

補助対象者	補助対象経費	1箇所の補助額
地区 防犯カメラ購入に係る補助	(1)防犯カメラの購入に要する経費及び防犯カメラの購入に付随する映像記録機器（ハードディスクレコーダー等）購入に要する経費並びにその他の防犯カメラシステムを構成する機器の購入に要する経費 (2)機器取付及び設置申請等に要する経費 (3)防犯カメラ等設置表示板等の購入及び取付費 (4)その他市長が特に必要があると認めるもの	1基につき、補助対象経費の3/4以内で、上限を10万円とする。（千円未満切り捨て）
	(1)上記、防犯カメラの設置に伴う自営柱の新設工事に関する経費 (2)その他市長が特に必要があると認めるもの	1本につき、補助対象経費の3/4以内で、上限を10万円とする。（千円未満切り捨て）
事業者 防犯カメラ購入に係る補助	(1)防犯カメラの購入に要する経費及び防犯カメラの購入に付随する映像記録機器（ハードディスクレコーダー等）購入に要する経費並びにその他の防犯カメラシステムを構成する機器の購入に要する経費 (2)機器取付及び設置申請等に要する経費 (3)防犯カメラ等設置表示板等の購入及び取付工事費 (4)その他市長が特に必要があると認めるもの	1基につき、補助対象経費の1/2以内で、上限を5万円とする。（千円未満切り捨て）

※既存の設備の撤去に要する経費、土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費、防犯カメラシステムを維持管理（電気料及び賃借に要する経費を含む）することに要する経費は対象外とする

※地区にあっては、防犯カメラ購入に係る補助と自営柱新設に係る補助をそれぞれ申請することができる。

神埼市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する指針

1 目的

この指針は、神埼市防犯カメラ等設置補助金交付要綱に基づき、地域における犯罪などを未然に防止するため、設置する防犯カメラについて、その設置及び利用の基準を示すことにより、防犯カメラの適切な運用を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、人権を保護するために防犯カメラの設置者に対して、その設置及び利用に関し、配慮する必要がある事項を示すものとする。
- (2) この指針は、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 定義

(1) 防犯カメラ

防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として設置される映像機器及びこれに附属する機器をいう。

(2) 画像

画像とは、防犯カメラにより撮影し、記録されたものであって、それによって特定の個人を識別できるものをいう。

4 管理体制

(1) 管理責任者の設置

防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、その管理及び利用を適切に行うため、管理責任者を置くものとする。

- (2) 管理責任者は、防犯カメラ、モニター又は録画装置の操作や画像の保管を行う操作取扱者を指定し、指定された操作取扱者以外の操作を禁止するよう努めるものとする。

5 防犯カメラの撮影区域

防犯カメラの設置及び運用に当たっては、犯罪の予防効果の向上と人権保護との調和を図るため、撮影区域を必要な範囲に限定するよう努めるものとする。

6 防犯カメラの設置の表示

設置者は、防犯カメラの設置及び運用に当たって、設置区域の入口やその区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置している事を表示する看板等を設置するよう努めるものとする。

7 画像の適正な取扱い

(1) 秘密保持

設置者、管理責任者及び操作取扱者（以下「設置者等」という。）は、当該防犯カメラの画像から知り得た情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとする。

(2) 画像の利用等の制限

設置者等は、次の場合を除くほか、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないものとする。

ア 画像から識別される特定の個人の同意がある場合

イ 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要がある場合

ウ 法令に基づく手続により照会等を受けた場合

(3) 画像の適正管理

設置者等は、画像の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他画像の適正な管理のために次の点に留意し、必要な措置を講じるものとする。

ア 画像を保存する場合は、当該画像を加工してはならない。

イ 画像の保存期間は、短期間とするものとし、おおむね 1 ヶ月以内で必要な保存期間を定める。

ウ 画像は、保存期間が終了した後、速やかに消去する。

エ 画像が記録された媒体等は、設置者等があらかじめ定めた管理上安全な場所に保管する。

8 苦情の処理

設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置等に関する苦情に誠意をもって対応するものとする。

9 管理・運用基準の作成

設置者は、防犯カメラの設置及び利用が適正なものとなるように当該防犯カメラの管理、運用等に関する基準（以下「運用基準」という。）を策定するものとする。

なお、運用基準には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

(1) 防犯カメラの設置目的に関すること

(2) 防犯カメラの適正な設置に関すること

(3) 防犯カメラの管理責任者その他の防犯カメラの運用に従事する者の指定に関すること

(4) 画像の利用等の制限に関すること

(5) 画像の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他画像の適正管理措置に関する次の事項に関する事項

ア 画像の保存期間及び破棄方法

イ 画像が記録された媒体の保管

(6) 苦情処理に関する事項

(7) その他防犯カメラの設置、画像の取扱いを適正に行うために必要な事項

10 その他

設置者は、この指針に定めるもののほか、関係法令等を遵守するとともに、業務を委託する場合には、委託業者に適切に管理、運用を徹底させるものとする。